

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 第4項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。	6 第4項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。
7 <u>次の各号に掲げる職員</u> の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。	7 <u>55歳を超える職員</u> の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。
(1) <u>55歳を超える職員</u>	
(2) <u>給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級の職員</u>	
8～12 [略]	8～12 [略]
(扶養手当)	(扶養手当)
第9条 扶養手当の月額は、 <u>給与条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u>	第9条 扶養手当の月額は、 <u>給与条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u>
2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の	2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の

最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族届により、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

5 [略]

6 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）であっては、年額150万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) [略]

7 [略]

8 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については第3項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに別に定める扶養親族届によりその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

4 [略]

5 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) [略]

6 [略]

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第3項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

10 第8項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 [略]

（住居手当）

第11条 給与条例第7条の管理者が定める額は、月額1万6,000円とし、管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第5条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅、職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2～8 [略]

（通勤手当）

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員

族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間内にある子となった場合

9 [略]

（住居手当）

第11条 給与条例第7条の管理者が定める額は、月額1万6,000円とし、管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与条例第5条に規定する扶養親族で第9条第3項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2～8 [略]

（通勤手当）

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第24項で定める期間（自動車等及び自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。）に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第12項、第13項及び第15項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。））。

ア 勤務公署の周辺又は規程第12条第6項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして別で定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

イ 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

ウ その利用について職員の配偶者又は給与条例第5条第2項に規定する扶養親族（職員の配偶者の扶養親族を含む。）に料金を支払うこととなる施設でないこと。

エ 職員自ら1月以上借り受けている施設であること。

- (2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該アからナまでに定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道5キロメートル未満 2,000円

イ 片道5キロメートル以上10キロメートル

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第20項で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第8項、第9項及び第11項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キ

未満 4, 200円

ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7, 300円

エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円

オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3, 500円

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6, 600円

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9, 700円

ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2, 800円

ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5, 900円

コ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9, 100円

サ 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2, 300円

シ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5, 500円

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8, 700円

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2, 200円

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5, 700円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9, 200円

チ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2, 700円

ツ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6, 200円

テ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9, 600円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3, 000円

ナ 片道100キロメートル以上 6万6, 400円

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線

ロメートル未満である職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3, 500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5, 500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8, 700円

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。)を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、普通交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額

(2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。)が前項第2号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に第5項第1号に定める額を加算した額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 前項第1号に定める額

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 前項第2号に定める額

3 遠方に居住する職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として管理者が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から

離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。)が前項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 前項第1号に定める額

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 前項第2号に定める額

運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金などの額に相当する額(第6項及び第18項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項及び第2項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員(国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上の者に限る。)となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(第2項第2条に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条第2項に定める短時間勤務職員であつて、1月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たない職員には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、その額が2,500円

を超える場合にあつては、2,500円)とする。

ア 1の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

① 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

② 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号①及び②に定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前4項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第1項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 [略]

8 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合、勤務公署、住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合若しくは第3項各号の職員たる要件を欠くに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

9 [略]

10 管理者は、職員から前2項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

11 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償

3 [略]

4 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合又は勤務公署、住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

5 [略]

6 管理者は、職員から前2項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償

償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、普通交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

1.2 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

1.3 [略]

1.4 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1.5 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア・イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 管理者の定める普通交通機関等 管理者の定める額

1.6 [略]

1.7 通勤手当は、支給単位期間（次項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第22項第1項第2号及び第29項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1.8 通勤手当の支給単位期間は、1月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第1項第1号に定める額（第2項第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第5項に定める額の合計額（第22項各号において「1月当たりの通勤手

法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

8. 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

9. [略]

1.0 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1.1 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア・イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額

1.2 [略]

1.3 通勤手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第25項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1.4 通勤手当の支給単位期間は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当

当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

19 [略]

20 [略]

21 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第27項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

22 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が第1項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

15 [略]

16 [略]

17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

18 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、

する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ [略]

2.3 第21項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

2.4 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

1.9 第17項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

2.0 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第15項第3号の管理者の定める普通交通機関等 1月

2.5 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

2.6 支給単位期間は、第19項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第20項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2.7 [略]

2.8 [略]

2.9 [略]

3.0 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示若しくは第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当の額は、給与条例第12条第1項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において、次の各号に掲げる別表第3手当額の欄に定める額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第11項第3号の管理者の定める交通機関等 1月

2.1 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

2.2 支給単位期間は、第15項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第16項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2.3 [略]

2.4 [略]

2.5 [略]

2.6 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当の額は、給与条例第12条第1項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において、次の各号に掲げる別表第3手当額の欄に定める額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、

<p>勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては当該額に100分の150を、4時間に満たない勤務にあっては当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>145,000円から120,000円まで</u> 12,000円</p> <p>(2) <u>108,000円から80,000円まで</u> 10,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 給与条例第12条第2項の規定による勤務1回の手当の額は、6,000円を超えない範囲内において、次の各号に掲げる別表第3手当額の欄に定める額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>145,000円から120,000円まで</u> 6,000円</p> <p>(2) <u>108,000円から80,000円まで</u> 5,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 <u>次に掲げる場合には、給与条例第12条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p> <p>(1) <u>条例第12条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>条例第12条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては当該額に100分の150を、4時間に満たない勤務にあっては当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>137,000円から112,000円まで</u> 12,000円</p> <p>(2) <u>100,000円から77,000円まで</u> 10,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 給与条例第12条第2項の規定による勤務1回の手当の額は、6,000円を超えない範囲内において、次の各号に掲げる別表第3手当額の欄に定める額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>137,000円から112,000円まで</u> 6,000円</p> <p>(2) <u>100,000円から77,000円まで</u> 5,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 <u>給与条例第12条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした指定管理職員（給与条例第4条に規定する指定管理職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>4 [略]</p>
---	---

別表1を次のように改める

別表第1 (第6条関係)

企 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,600	267,300	301,000	332,100	371,700	411,400	500,800	551,300
	2	192,800	268,800	302,600	333,700	374,000	413,900	506,500	556,800
	3	193,900	270,300	304,200	335,300	376,200	416,300	512,000	562,300
	4	195,000	271,800	305,800	336,900	378,400	418,700	517,300	567,800
	5	196,100	273,300	307,300	338,500	380,600	421,100	522,400	573,300
	6	197,600	274,800	308,900	340,100	382,800	423,600	527,300	578,800
	7	199,100	276,300	310,500	341,700	385,000	426,000	532,000	584,300
	8	200,600	277,800	312,100	343,300	387,200	428,400	536,500	589,800
	9	202,100	279,300	313,600	344,900	389,400	430,800	540,800	
	10	203,900	280,800	315,200	346,500	391,600	433,200		
	11	205,600	282,200	316,800	348,100	393,800	435,600		
	12	207,300	283,700	318,400	349,700	396,000	438,000		
	13	209,000	285,100	319,900	351,300	398,200	440,400		
	14	210,800	286,500	321,500	352,900	400,400	442,700		
	15	212,500	287,900	323,100	354,500	402,600	445,000		
	16	214,200	289,300	324,700	356,100	404,800	447,300		
	17	215,900	290,700	326,200	357,700	407,000	449,500		
	18	217,700	292,100	327,800	359,300	409,200	451,800		
	19	219,400	293,500	329,400	360,900	411,300	454,100		
	20	221,100	294,900	331,000	362,500	413,500	456,400		
	21	222,800	296,300	332,500	364,100	415,600	458,600		
	22	224,600	297,700	334,100	365,700	417,700	460,200		
	23	226,300	299,000	335,600	367,300	419,800	461,700		
	24	228,000	300,400	337,200	368,900	421,900	463,300		
	25	229,700	301,700	338,700	370,500	423,900	464,800		
	26	231,000	303,000	340,300	372,100	425,800	466,400		
	27	232,300	304,300	341,800	373,700	427,600	467,900		
	28	233,600	305,600	343,400	375,300	429,500	469,500		
	29	234,900	306,800	344,900	376,900	431,300	471,000		
	30	236,200	308,000	346,500	378,500	432,800	472,500		
	31	237,400	309,200	348,000	380,100	434,300	473,900		
	32	238,600	310,400	349,600	381,700	435,800	475,400		
	33	239,800	311,600	351,100	383,200	437,200	476,800		
	34	241,000	312,800	352,700	384,800	438,500	478,000		
	35	242,200	314,000	354,200	386,400	439,800	479,100		
	36	243,400	315,200	355,800	388,000	441,100	480,300		
	37	244,600	316,300	357,300	389,500	442,300	481,400		
	38	245,800	317,500	358,900	391,100	443,600	482,600		
	39	247,000	318,700	360,400	392,600	444,800	483,700		
	40	248,200	319,900	362,000	394,200	446,100	484,900		
	41	249,300	321,000	363,500	395,700	447,300	486,000		
42	250,500	322,200	365,100	397,300	448,100	487,000			

43	251,700	323,400	366,600	398,800	448,900	487,900
44	252,900	324,600	368,100	400,300	449,700	488,900
45	254,000	325,700	369,600	401,800	450,400	489,800
46	255,200	326,900	371,100	403,100	451,100	490,500
47	256,400	328,100	372,600	404,300	451,800	491,200
48	257,600	329,300	374,100	405,600	452,500	491,900
49	258,700	330,400	375,600	406,800	453,200	492,500
50	259,900	331,600	376,900	408,000	453,800	
51	261,100	332,800	378,200	409,100	454,400	
52	262,300	334,000	379,500	410,300	455,000	
53	263,400	335,100	380,800	411,400	455,500	
54	264,600	336,300	381,900	412,200	456,000	
55	265,800	337,500	382,900	412,900	456,500	
56	267,000	338,700	383,900	413,700	457,000	
57	268,100	339,800	384,900	414,400	457,400	
58	269,300	340,800	385,900	415,100	457,900	
59	270,400	341,800	386,800	415,700	458,400	
60	271,600	342,800	387,700	416,300	458,900	
61	272,700	343,800	388,600	416,900	459,300	
62	273,800	344,700	389,500	417,500	459,800	
63	274,900	345,500	390,400	418,100	460,200	
64	276,000	346,400	391,300	418,700	460,600	
65	277,100	347,200	392,100	419,200	461,000	
66	278,200	348,000	392,900	419,800	461,500	
67	279,200	348,800	393,700	420,300	461,900	
68	280,200	349,600	394,500	420,800	462,300	
69	281,200	350,400	395,300	421,300	462,700	
70	282,100	351,200	396,000	421,700	463,100	
71	282,900	351,900	396,700	422,000	463,400	
72	283,700	352,700	397,400	422,300	463,700	
73	284,500	353,400	398,100	422,600	464,000	
74	285,300	354,200	398,800	422,900	464,400	
75	286,100	354,900	399,500	423,200	464,700	
76	286,900	355,600	400,200	423,500	465,000	
77	287,700	356,300	400,800	423,800	465,300	
78	288,500	357,000	401,400	424,100		
79	289,300	357,600	402,000	424,400		
80	290,100	358,300	402,600	424,700		
81	290,900	358,900	403,100	424,900		
82	291,500	359,400	403,600	425,200		
83	292,100	359,900	404,100	425,400		
84	292,700	360,400	404,600	425,700		
85	293,300	360,800	405,000	425,900		
86	293,700	361,300	405,400	426,200		
87	294,000	361,800	405,800	426,400		
88	294,400	362,300	406,200	426,700		
89	294,700	362,700	406,600	426,900		

	90		363,200	407,000					
	91		363,600	407,400					
	92		364,100	407,800					
	93		364,500	408,200					
	94		365,000	408,600					
	95		365,400	409,000					
	96		365,900	409,400					
	97		366,300	409,800					
	98		366,800	410,200					
	99		367,200	410,600					
	100		367,700	411,000					
	101		368,100	411,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700	319,200	340,400	374,800	423,500

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

職務の級	職	手当額
8級	局長	145,000円
	理事（管理者が定めるものに限る。）	135,000円
	理事	127,000円
7級	部長	120,000円
	副理事（管理者が定めるものに限る。）	108,000円
	副理事	100,000円
6級	次長	96,000円
	参事（管理者が定めるものに限る。）	
	参事	82,000円
5級	課長又は所長	80,000円
	水道工事検査監	
	副参事（管理者が定めるものに限る。）	
	副参事	65,000円

備考 この表は、さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）別表に準拠したものである。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第28条関係）
 会計年度任用職員企業職給料表

号給	給料月額 円	報酬時間額 円
1	184,800	1,305
2	186,100	1,314
3	187,200	1,322
4	188,300	1,330
5	189,500	1,339
6	191,100	1,350
7	192,800	1,362
8	194,400	1,373
9	196,000	1,384
10	197,800	1,397
11	199,600	1,410
12	201,300	1,422
13	203,100	1,435
14	204,900	1,447
15	206,700	1,460
16	208,400	1,472
17	210,200	1,485
18	212,000	1,498
19	213,800	1,510
20	215,500	1,522
21	217,300	1,535
22	219,100	1,548
23	220,900	1,560
24	222,700	1,573
25	224,400	1,585
26	225,700	1,594
27	227,100	1,604
28	228,400	1,613
29	229,800	1,623
30	231,100	1,632
31	232,300	1,641
32	233,700	1,651
33	234,900	1,659
34	236,300	1,669
35	237,500	1,678
36	238,800	1,687
37	240,100	1,696
38	241,300	1,705
39	242,500	1,713
40	243,800	1,722
41	245,000	1,731
42	246,300	1,740
43	247,500	1,748
44	248,700	1,757
45	250,000	1,766
46	251,200	1,774
47	252,400	1,783
48	253,700	1,792
49	254,900	1,801
50	256,200	1,810
51	257,400	1,818
52	258,600	1,827
53	259,900	1,836
54	261,100	1,844
55	262,300	1,853

56	263,600	1,862
57	264,800	1,871
58	266,000	1,879
59	267,200	1,888
60	268,400	1,896
61	269,600	1,905
62	270,800	1,913
63	271,900	1,921
64	273,200	1,930
65	274,300	1,938
66	275,400	1,945
67	276,600	1,954
68	277,700	1,962
69	278,700	1,969
70	279,800	1,977
71	280,700	1,983
72	281,600	1,989
73	282,500	1,996
74	283,500	2,003
75	284,400	2,009
76	285,300	2,015
77	286,300	2,023
78	287,200	2,029
79	288,100	2,035
80	289,000	2,042
81	290,000	2,049
82	290,800	2,054
83	291,500	2,059
84	292,200	2,064
85	293,000	2,070
86	293,500	2,073
87	293,900	2,076
88	294,300	2,079
89	294,700	2,082

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第9条 扶養手当の月額、給与条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>2～11 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第9条 扶養手当の月額、給与条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>2～11 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第11条第1項第2号及び第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準じる

ものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であって地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第12条第5項第1号の規定を適用する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

- 5 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（改正前の給与規程第12条第1項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（改正前の給与規程第12条第2項第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第30号）第1条の規定による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の給与規程第12条第1項第2号に規定する額（同条第2項第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）をその支給単位期間（改正前の給与規程第12条第1項第1号に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与規程第8条第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものであつて、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の給与規程第13条に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職

員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額を、支給単位期間を1月とする通勤手当として支給する。

(駐車場等を利用している職員に関する経過措置)

- 7 施行日前から駐車場等（改正後の給与規程第12条第1項第1号に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規程第12条第8項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

附則別表（附則第2項関係）
号給の切替表

旧号給	職務の級		
	6級	7級	8級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	2
14	14	1	2
15	15	2	2
16	16	2	3
17	17	2	3
18	18	3	3
19	19	3	4
20	20	4	4
21	21	4	4
22	22	4	5
23	23	5	5
24	24	5	5
25	25	5	5
26	26	5	
27	27	6	
28	28	6	
29	29	6	
30	30	6	
31	31	6	
32	32	7	
33	33	7	
34	34	7	
35	35	7	
36	36	7	
37	37	7	
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	49		
51	49		
52	49		
53	49		
54	49		
55	49		
56	49		
57	49		